

Info
1

毎年確認しましょう

屋外広告物のルールを守りましょう

店名・事業所名の看板や道案内の誘導板などの屋外広告物には、表示・設置するときのルールがあります。街並みや景観を守り、老朽化による倒壊、落下などにより人々に危害を与えることがないよう、確認をお願いします。

問い合わせ 都市計画課都市計画係(☎35-0932)



▲過去の台風で倒れた看板
普段から点検を行い、倒壊などによる被害を防止しましょう。

■あなたの表示・管理する屋外広告物は大丈夫ですか？

屋外広告物を表示・設置するためには、一部を除いて設置場所や大きさ、高さなどの基準が定められており、許可が必要です。基準に適合していない屋外広告物を設置または管理する人に対し、除却や改修などの措置を命じることもあります。

■9月1日～10日は 屋外広告物適正化旬間です

この期間を中心に、全国で屋外広告物法および同法に基づく条例の普及啓発活動を行います。

市では期間中、違反広告物のパトロールなどを実施します。

■点検には資格が必要な場合があります

堅ろうな広告物(建築基準法による工作物の確認申請が必要な4m超の広告物)の点検者の資格要件は、下記の表のとおりです。堅ろうな広告物以外の広告物は、下記の資格を有しない人でも点検が可能です。

点検者(点検することができる人)	基準
屋外広告士	○
広告美術仕上げ技能士等	○
屋外広告業者	× ^{※1}
屋外広告物点検技能講習修了者	○
屋外広告物講習会 修了者	× ^{※2}
うち、一・二級建築士	○

※1 安全点検を行う場合は、屋外広告物点検技能講習を受講するなどの対応をお願いします。

※2 有資格者に安全点検を依頼してください。

Info
2

毎年8月は「道路ふれあい月間」

道路の大切さを考えましょう

あまりに身近な存在で役割や重要性が見過ごされがちな道路。大切さを認識してもらうため、道路愛護活動や道路の正しい利用の啓発活動を実施しています。

問い合わせ 建設課管理係(☎35-0902)

国では、推進標語を募集したり、路面清掃や花壇整備などに取り組む道路愛護団体などを表彰したりしています。道路は、日常生活や経済活動に欠くことのできない重要な公共施設です。道路愛護活動や道路の正しい利用に心掛けましょう。



▲建設業組合による除草

Info
3

浸水や道路の冠水の被害に遭わないために

稲わらなどを適切に処理しましょう



▲令和元年台風19号の影響で稲わらが道路に流れる(嶺田地内)

台風や大雨により、稲刈り後の稲わらや草が河川や水路に詰まると、浸水や道路の冠水、他人の敷地へ流出するなど、下流域に深刻な影響を与え、生活に重大な支障をきたす恐れがありますので、注意しましょう。

問い合わせ 建設課管理係(☎35-0902)、農林課農業振興係(☎35-0938)、農林課土地改良係(☎35-0940)

水害による被害を防ぐために、稲刈り後の稲わらや草などが河川や水路に流れないようにしましょう。稲わらを長期間ほ場に置いたままにせず、刈り取り後速やかに土にすき込み、ほ場外へ搬出するなど適切な処理をお願いします。